

独立行政法人通則法の一部を改正する法律（ポイント）【平成27年4月1日施行】

- 業務の特性に応じて法人を3分類(中期目標管理法人、行政執行法人、国立研究開発法人)
- PDCAサイクルが機能する目標・評価の仕組みの構築
 - ・総務大臣は、目標・評価に関する指針を策定。
 - ・主務大臣は、指針に基づき、目標を設定・指示し、毎年度、業績評価を実施(各府省の独立行政法人評価委員会は平成26年度末をもって廃止)。
 - ・主務大臣は、研究開発に関する審議会において、国立研究開発法人の研究開発に係る事務及び事業に関する目標・評価に関して、意見を聴取。
 - ・総務省独立行政法人評価制度委員会は、主務大臣の目標案、中期目標期間の業績評価結果等を点検。

独立行政法人の評価に関する指針（ポイント）【平成26年9月2日総務大臣決定】

- ・政策に関する責任の一貫性や評価の的確性等を確保するため、法人所管部局が法人の評価を実施。
- ・評価の客観性を担保するため、政策評価担当部局において評価結果を点検。
- ・評価の実効性を確保するため、必要に応じて外部有識者の知見を活用。

厚生労働省においては、10の中期目標管理法人と7つの国立研究開発法人を所管。

〔省内の評価体制〕

評価＝法人所管部局
点検＝政策統括官

〔省内での対応〕

以下の会議をそれぞれ新設・活用。

【中期目標管理法人】

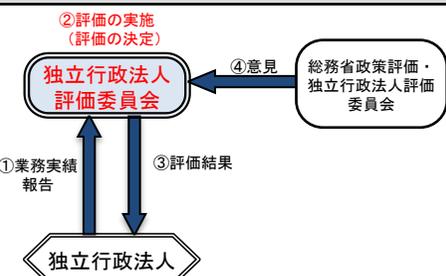
- ・独立行政法人評価に関する有識者会議

【国立研究開発法人】

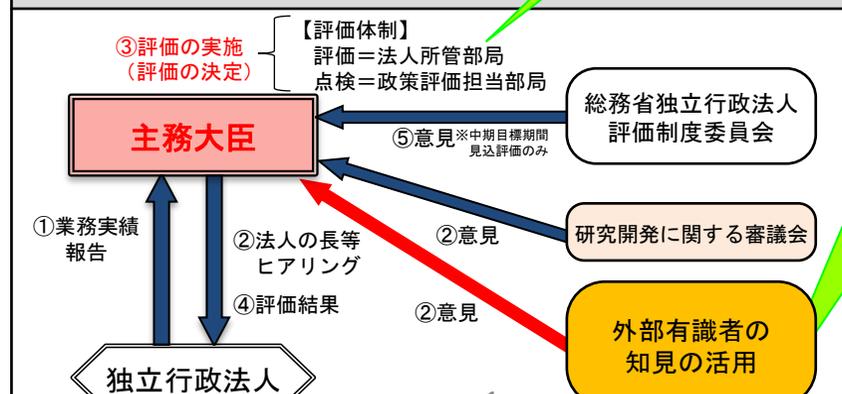
- ・研究開発に関する審議会

< 参考 >

平成26年度までのスキーム



評価のスキーム（平成27年4月1日～）



独立行政法人の評価について

< 平成26年度までの独立行政法人の評価 >

評価主体・評価の体制等

- 各府省に設置された「独立行政法人評価委員会」が、第三者機関として、法人の評価を実施し、決定。
- 年度評価、中期目標期間評価（暫定評価・最終評価）を実施。
※業績評価の結果に基づき、独法評価委員会が役員の退職金に係る業績勘案率を算定。
- 法人の財務諸表、組織・業務全般の検討、中期目標、中期計画等について意見。

評価基準等

- 各府省の「独立行政法人評価委員会」が、評語（評定）、評価基準、評価様式等をそれぞれ定め、評価を実施。
- 当省では、独法評価委員会が定める「評価基準」に基づき、目標を定めた項目ごとに5段階の評定を付す「個別評価」と、法人全体の状況について、記述による「総合評価」を実施。

第三者機関の役割（総務省の関与）

- 各府省の「独立行政法人評価委員会」が決定した「年度評価」、「中期目標期間評価」について、二次評価を行い、必要に応じて意見を述べるほか、独法評価委員会が算定した役員の退職金に係る業績勘案率について決定前に意見。
- 中期目標期間の終了時において、当該法人の組織・業務全般の検討に関し、主務大臣に対して勧告。

【独立行政法人の評価】

- 主務大臣が法人の評価を実施し、決定。**
〔評価体制〕 評価＝法人所管部局
点検＝政策統括官（社会保障担当）
 - 評価に際し、必要に応じて外部有識者の知見を活用。**
〔独立行政法人評価に関する有識者会議の開催等〕
 - 年度評価、中期目標期間評価（見込評価・期間実績評価）を実施。**
※業績評価の結果に基づき、主務大臣が役員の退職金に係る業績勘案率を算定。
-
- 総務大臣が定める独立行政法人の評価に関する指針（統一ルール）に基づき、評価を実施。**
〔評語〕 Bを標準とし、S～Dの5段階評定。
〔評価基準〕 定量的指標において目標値の100%～120%を達成した場合にB評定 など
〔評価様式〕 政府統一の評価様式を使用。
 - 中期目標を定めた項目ごとに評定を付す「項目別評定」と、法人全体の状況について評定を付す「総合評定」を実施。**
-
- 中期目標期間の終了時において、見込評価、業務・組織全般の検討及び次期中期目標の策定に関し、主務大臣に対して意見。**

- 年度評価の流れは以下のとおり。中期目標期間評価(見込・期間実績)も同様の方法により実施。
- 評価に当たっては、法人の長・監事からヒアリングを行い、法人の実情を踏まえた確に実施。

【評価項目】

- 中期目標を定めた項目を単位として評価項目を設定。
- 的確な評価を実施する観点から、評価項目を更に細分化することも可能。

【項目別評定】

- 中期目標の達成状況、中期計画の実施状況等を考慮し、評価項目毎に、5段階の評語(S~D)による評定を付す。

〔定量的指標を設定している項目〕

- ・ 定量的・定性的双方の観点から評価を実施し、**Bを標準とし**、S~Dの5段階の評語による評定を付す。
- ・ 定量的指標が目標値の100%以上120%未満の場合にB評定。
S評定・・・120%以上+質的に顕著な成果
A評定・・・120%以上
C評定・・・80%以上100%未満

〔定量的指標の設定が困難な項目〕

- ・ **Bを標準とし**、A~Dの4段階の評語による評定を付す。

※難易度が高いとされた項目は、評定を一段階引き上げること考慮。

【総合評定】

- 項目別評定を基礎とし、法人全体の状況について、記述による評定及び5段階の評語(S~D)による評定を付す。
 - ・ 重要度が高いとされた項目は、総合評定において十分に考慮。
 - ・ 法人の信用失墜事象が生じた場合、その程度に応じ、項目別評定を基礎とした評定から引下げ。特に、法人組織全体のマネジメントの改善を求める場合、是正措置が実施されるまでは「A」以上の総合評定は不可。